

生保の上手な活用でキャッシュ増 個人も入れる「短期払い」型に注目

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

法 人向けの生命保険契約の中には、本来の目的である死亡や高度障害などの保障に加え、節税対策や貯蓄として利用できる商品もある。金融機関や保険代理店に、加入を勧められることもしばしばだ。

2008年3月の税制改正により、かつてのように大きな節税効果のある保険は姿を消したが、利用方法によってはメリットを期待できる商品も残されているので、目的に応じて有効に活用したい。ただし、こうした保険契約は、ある程度継続して高額の保険料を支払うことが前提なので、契約に当たっては、加入目的や将来のライフプランをよく検討しておく必要がある。

解約年に計画的な費用計上を

一般的には、節税に利用できる生命保険は、支払保険料を法人の損金として処理する一方で、解約時には支払い済み保険料の70～90%前後の返戻金を受け取ることができるタイプの商品である。

例えば、毎年500万円の保険料を支払い、10年後に解約した際に支払保険

料の80%が払い戻されるがん保険の場合、次のような計算ができる。

①支払保険料の額

500万円×10年=5000万円

②節税額(税率35%の場合)

5000万円×35%=1750万円

③実質負担額

①-②=3250万円

④解約返戻金

5000万円×80%=4000万円

⑤10年間トータルの収支

④-③=750万円

つまり、節税額を考慮すると、10年間で750万円キャッシュがプラスになるという勘定だ。

ただし、節税効果を十分生かすためには、次の条件を満たす必要がある。

①支払保険料以上の利益が出ている

支払保険料以上の利益が出ていなければ、期待した節税効果は上がらない。支払保険料と利益のバランスが大切で、それが崩れるとキャッシュフローは悪化する。

②解約返戻金の取り扱い

解約返戻金は「雑収入」となり、法人税などが課されるため、解約する年に

同額以上の費用を計画的に計上し、利益を打ち消すことがポイントになる。この点を考慮しておかないと解約時に多額の税金が課され、納税が先送りされただけの結果となってしまうので要注意だ。役員退職金の支給や設備投資など、前もって「出口対策」を考えておきたい。

③保険加入の時期

年度末に決算対策として保険に加入する場合、保険料を年払いとすることで、1年分の保険料を損金処理することができる。

なお、2008年2月までは節税目的の保険の主流は「逓増定期保険」だった。だが同年3月の税制改正により、多くの場合、支払保険料の50%までしか支払時の損金処理が認められなくなり、節税効果は減少した。

この点、終身払いの「がん保険」だけは、現在も被保険者の年齢を問わず、支払った時点で保険料全額を損金処理できる。ただし、1社当たりの年間保険料額は逓増定期保険に比べて小さく、多額の損金処理を行うためには、複数の保険会社と契約をする必要がある。

表1●主な生命保険契約の比較

タイプ	保険商品	保障内容	払込期間	年間保険料	損金算入額	10年後の収支				
						①累計保険料	②返戻金	③単純収支(②-①)	④単純返戻率	⑤節税考慮返戻率
節税型①	逓増定期保険	初年度死亡保険金額:1億円	22年	607万3600	303万6800	6073万6000	5756万	-317万6000	94.7%	114.8%
節税型②	がん保険	がん入院給付日額:6万円	終身	239万2140	239万2140	2392万1400	2066万1120	-326万280	86.3%	132.8%
貯蓄型	(短期払い)定期保険	死亡保険金額:1億円	15年	479万2500	71万8875	4792万5000	4768万	-24万5000	99.4%	105.0%

タイプ	保険商品	保障内容	払込期間	年間保険料	損金算入額	15年後の収支				
						①累計保険料	②返戻金	③単純収支(②-①)	④単純返戻率	⑤節税考慮返戻率
節税型①	逓増定期保険	初年度死亡保険金額:1億円	22年	607万3600	303万6800	6073万6000	7865万8000	-1244万6000	86.3%	112.4%
節税型②	がん保険	がん入院給付日額:6万円	終身	239万2140	239万2140	2392万1400	3080万6700	-507万5400	85.8%	132.0%
貯蓄型	(短期払い)定期保険	死亡保険金額:1億円	15年	479万2500	71万8875	4792万5000	7442万	253万2500	103.5%	109.2%

【前提条件】

50歳男性、健康状態良好(たばこを吸わない)
法人税などの税率=35%で計算
節税考慮返戻率=返戻金÷(累計保険料-損金算入額×35%×加入年数)

【評価】

●逓増定期保険は半額しか損金処理できないため、節税効果は小さい
●がん保険は節税効果が大い
●短期払い定期保険は15年後の単純返戻率が100%を超える

注)健康状態によっては上記の保険料と異なる場合がある。損金算入額は、2011年2月1日時点の有効な税制による

保険料以上に戻ってくる商品も

さて、保障を目的とした生命保険で最近注目されているのが、「短期払い」型の定期保険だ。その特徴は、契約締結から10～15年で保険料の払い込みを終え、以後は元本に運用益を上乗せした高水準の解約返戻金が期待できる点である。

損金として処理できる金額は支払保険料の10～15%程度にとどまるため、支払期間中の節税効果は大きくはない。だが、一定期間(10～15年程度)経過後に解約すれば払い込み元本以上の解約返戻金を受け取れる上、万一死亡した場合には契約した保険金が支払われる。

ただし、保険料払い込み終了後は、それまで損金算入できなかった保険料を残りの契約期間で損金算入していくことが可能になる一方で、解約返戻金にも課税される部分が徐々に発生してくるので注意が必要だ。この点を押さえておけば、短期払い型の定期保険は、貯蓄性とリスクヘッジを兼ね備えた新時代の保険といえる。ある程度資金に

余力がある診療所ならば、加入を検討する価値は十分にある。

このタイプの保険は、個人立の診療所でも契約できる。節税効果を期待せずに貯蓄性と保障を重視するのなら、導入により十分なメリットが期待できるだろう。

契約条件や返戻率などは各保険会社で異なるため、目的と支払保険料の額が決定したら、複数の保険会社からシミュレーション資料を取り寄せ、商品を比較検討する必要がある。各保険会

社と直接コンタクトするのではなく、多くの会社の商品を扱っている総合代理店のコンサルティングを受けるのが早道だろう。

年間の支払保険料が数百万円と高額になる場合は、複数の保険会社に分けて契約することも検討したい。不測の事態で解約しなければならなくなったとき、一部分のみを解約すれば済むからだ。このように、将来に向けた選択肢を多くそろえておくことが、長期的な保険活用のポイントである。

森部の
アドバイス

加入目的やニーズを
はっきりさせて選ぶ



生命保険商品は、法人向け・個人向けとも多岐にわたっているため、契約に当たっては、まず「自院の目的・ニーズは何か」を明確にしてください。

特に法人向けの保険は、負担する保険料も高額となるため、ある程度長期的な視点から検討することが重要です。

セールス担当者に勧められるまま契約するのではなく、節税対策であればがん保険、長期的な保障と貯蓄の両面を考えるとすれば短期払い型定期保険を候補とするなど、複数の会社の提案書を手元に置き、目的に応じた選択をしてください。

イラスト◎やまもと 妹子